

2021年9月14日

青森県知事 三村申吾 殿

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」

制定を求める県民の会 共同代表 浅石 紘爾

阿部 一久

奥村 榮

古村 一雄

平野 了三

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定に関する
公開再質問状と要請について（依頼）

当会が2021年7月20日付けで貴職に提出した「高レベル放射性廃棄物最終処分地に関する公開質問状」に対して、貴職より2021年8月18日付けで回答いただきました。

しかしながら、その回答内容は、当会の質問趣旨及び県民の疑問に率直に答え、知事の説明責任を果たしているとは言えないものであります。

従って、再度、下記により、公開再質問状提出したいと存じます。

なお、回答については文書による誠意ある御回答をお願いするとともに、貴職との「対話」の場を設定下さるよう再度、強く要請します。

貴職の対応方についても御回答下さるよう重ねてお願い致します。

記

- 1.要請日時 2021年9月14日 13時30分より
- 2.場 所 青森県庁 県議会議員面会室 1
- 3.要請内容 (1) 公開再質問状(別記)に対する回答
(2) 知事との「対話」の場の設定

いずれも文書での回答をお願いします。

以上

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」
制定を求める県民の会の再質問状(案)

問1 . 当会は、国の確約文書では「青森県を最終処分地としない」担保にはならない具体的根拠を示し、前回質問1で県条例の制定、問2で国の立法措置の必要性について質問しているのに、貴職は「国の確約」があるからと繰り返すだけで、前回の質問2、3、7、9、10、14でも同様の回答をしています。

確約だけでは保証にならないから保証・実効性の具体的対策を聞いているのに、「確約があるから大丈夫」と答えるのは、回答になっていません。「信じる者は救われる」の論理では、県民の不安は払拭されません。

一大臣の行政文書の確約文書よりは、国会の議決による国の法制化が絶対的な法的拘束があると考えますが、重ねて貴職の見解を伺います。

問2 . 県条例を制定して、青森県を最終処分地としない貴職の県民に対する約束を、県議会の議決を得て、県民、知事、県議会の確固たる意思を条例という形で内外に示すことは、将来の知事、県議会に対しても青森県を最終処分地としない約束が引き継がれ有意義と考えるが、貴職の見解を再度伺います。

問3 . 知事は選挙によって選任されるので、貴職を含む三代にわたる知事の「青森県を最終処分地としない県民との約束が」将来の知事に引き継がれる保証はないと考えますが、約束の承継を確実なものにするための方策について、貴職の見解を伺います。

問4 . 国は、高レベル廃棄物の最終処分地計画について、文献調査約2年、概要調査約4年、精密調査約14年で合計20年、建設に約10年で調査開始から約30年で操業すると説明しています。北海道での文献調査が始まったのが昨年からであり、それから約30年後となれば、2045年4月25日までに操業は間に合わないと考えられますが、この点について国に説明を求めたことはありますか。あればその回答内容及び知事の対応について伺います。

問5 . 当会は、質問3で、海外からの返還高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵管理期間30年～50年は、事業者との安全協定、電力会社の確約、国の指導では確実な担保にならないことから、国の立法措置を求めて質問しているのに、「協定・確約」の存在を根拠に立法措置不要と回答することは、質問の真意を理解しない、はぐらかし回答です。前回質問7、9、10、12、14に対しても何ら根拠も示さずに同様の回答をしているのは、回答とは言えません。

従って、一時貯蔵管理期間30年～50年の立法措置が、安全協定や電力会社の確約、

国の指導よりも絶対的法的拘束力があると考えるが、貴職の見解を再度伺います。

問6 . 「一時貯蔵管理期間30年間から50年間」は、高レベル貯蔵管理センターに関する協定書第3条に規定されているもので、県は、最短で30年間、最長で50年間で搬出するとした理由、根拠、搬出先の説明を受け、それを了承した上で協定書を締結したものと考えますが、日本原燃からの説明の内容を詳細にお示しください。

問7 . また同条に「日本原燃は、管理期間終了時点で、それぞれのガラス固化体を電力会社に搬出させる」との規定がありますが、「管理期間終了」とはどのような状態を表し誰が判断するのか、またその法的根拠等の具体的内容についても日本原燃から説明を受けていると考えますが、その内容についても詳細にお示しください。

問8 . 日本原燃が約束した「30年間」の期限は、2025年4月25日で、残り3年7カ月しかありませんが、県として「約束の30年間」が履行されるよう、日本原燃及び電力会社に説明を求め、その具体的な履行方法を問い糾すべきと考えますが、貴職の見解を伺います。

問9 . また、「50年間」の最終期限までに最終処分場が操業されない場合に、電力会社はどこに搬出しようとしているのか、日本原燃及び電力会社に説明を求めるべきと考えますが、貴職の見解を伺います。

問10 . 安全協定及び電力会社の確約が果たされると貴職が考えている具体的根拠について伺います。

この確約に法的拘束力（不履行の場合、廃棄物を法的手段で搬出する強制力）がないことは明らかです。

確約等を果たさなかった場合、どのような法的措置をとるつもりか、貴職の見解を伺います。

問11 . 当会は、六ヶ所再処理工場で作られる高レベル放射性廃棄物の同工場からの搬出については、国が平成27年5月22日に閣議決定した基本方針では担保にならないことから、前回質問8で、貴職の適切な措置を求めたにもかかわらず、根拠のない回答では回答と言えない。問6同様、具体的根拠と不履行時の対応について貴職の見解を伺います。

また、30年から50年程度の年数は、いつ、誰が決定するのか、貯蔵の始期について伺います。

問 1 2 .質問 8 への回答で、3 0 年から 5 0 年間程度貯蔵した後、順次安全性を確認しつつ、最終処分することとされていますが、安全確認作業は貯蔵期間内に終了するのでしょうか。それとも、期間後にも作業が行われるのでしょうか。そうすると貯蔵期間は延長され搬出は期間後となり、閣議決定違反になります。

また、問 8 では、再処理由来の高レベルガラス固化体の搬出期限について、青森県と日本原燃との間では、何らの取り決めがない点について質問しているのに回答がありません。

以上 2 点について改めて貴職の見解を伺います。

問 1 3 .閣議決定された「特定放射性廃棄物最終処分に関する計画」中、その第 3 の 1 には「(前略)平成 2 0 年代中ごろを目途に精密調査地区を選定し、平成 4 0 年前後を目途に最終処分施設建設地を選定する」、同じく 2 には「(前略)平成 4 0 年代後半を目途に最終処分を開始する」と定められていますが、選定作業の現状に照らしてこの計画の実現は不可能です。

閣議決定された計画が絶対実現する保証がない以上、閣議決定よりも重く、法的拘束力のある国会決議による立法措置が確実に有効かつ適切な措置と考えますが、貴職の見解を伺います。

問 1 4 .当会は、国及び電力会社等事業者が、北海道、福島県、むつ中間貯蔵施設などの例をあげて、約束を果たそうとしない国や事業者の姿勢と対応は信頼できないとして前回質問 4、5、6 で貴職の見解を求めているのに、「コメントする立場にない」、「申し上げる状況にない」の回答では、他人事で極めて無責任である。

六ヶ所再処理工場が本格稼働すると、福島第一原発で起きている汚染処理水を大幅に超える大量のトリチウム等の液体放射性廃棄物が海にたれ流されます。貴職はこの事実を知ったうえで回答したのでしょうか。そうだとすれば、将来福島と同じ被害のおそれがある地元青森県知事としては、あまりにも見識を欠いた無責任な見解と思われます。

再度、前回質問 4、5、6 に対する真摯な回答と汚染処理水の放出に対する貴職の見解を伺います。

前回質問 4、5、6 のような国、事業者を知事は信頼できると考えているのか。考えているとすれば、その根拠を伺います。

問 1 5 .当会は、前回質問 9、1 0、1 1、1 2、1 3 で最終処分場が 2 0 4 5 年 4 月 2 5 日までに操業するために克服しなければならない課題に対する貴職の見解を問うたが、貴職の回答は、抽象的かつ曖昧で回答の体をなしていません。極めて不誠実であることから、前回質問 9 の具体的スケジュール及び問 1 0 の法制化等の説明を国に求めない理由を伺います。

問 16 . 又、前回質問 11 で、前回質問 9、10 は最終処分地に関する国民の理解、判断材料に必要であり、これが公表されなければ、処分地の選定が困難となり、その結果本県に強く影響するにも関わらず、他人事のような回答では回答と言えない。

前回質問 9、10 で述べた説明がない状況の下では、国民の理解と判断材料が不十分と考えますが、貴職の見解を伺います。

問 17 . 更に前回質問 12、13 では、北海道など全国的な動向を考えれば、2045 年 4 月 25 日までに最終処分場の操業は極めて困難であることに対する貴職の見解を求めているのに、これまでの回答と同様の答えであり、回答とは言えないものです。

そこで、前回質問 12 の住民投票や市町村長及び知事の同意があっても 2045 年 4 月 25 日までに本県からの搬出は可能と考えているのか、貴職の見解を伺います。

問 18 . 当会は、2045 年 4 月 25 日までに最終処分場が操業されるのは極めて困難で、結果として一時貯蔵期間の 30 年～50 年が延期になり、県民の多くがなし崩し的に本県が永久貯蔵場や事実上の最終処分地にされるのではないかとの不安と疑念を持っていることから、前回質問 14 となっていますが、貴職の回答は回答と言えないものです。

そこで、改めて 2045 年 4 月 25 日までに最終処分場が操業される根拠・裏付けはあるのか及びその保証を知事はどのように考えているのか、知事の見解を伺います。